

由布市障害者活躍推進計画

令和7年4月策定

I 策定について

【策定趣旨】

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、令和2年度から「障害者活躍推進計画」を策定しています。

障がい者の活躍は、「障がいのある人一人ひとりが特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、本市でも障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを進めるため、引き続き令和7年度からの5カ年計画を策定し、さらなる障がい者の活躍を推進し取り組んでいくものです。

【計画主体】

由布市役所全体で障がい者の活躍推進に向けた取組を推進するため、各任命権者が連名で計画を策定します。

【計画期間】

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

【周知・公表】

障害者活躍推進計画は全ての職員に対して周知するとともに、由布市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、計画に掲げる取組状況等についても、毎年度、周知・公表します。

Ⅱ 目標

採用に関する目標

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、「自ら率先して障がい者を雇用するよう努めなければならない」とし、民間企業に率先して積極的な取り組みが求められています。そのため、民間企業よりも高い法定雇用率が設定されておりさらなる障がい者の雇用の場が確保できるよう法定雇用率の引上げが行われ、令和6年度より2.8%、令和8年度からは3.0%の法定雇用率が設定されています。

由布市における令和6年6月1日現在の障害者雇用率は2.43%であり、法定雇用率を下回っているため、令和8年6月1日までに法定雇用率を上回り、障害者雇用率3.0%以上を目標とします。

定着に関する目標

障がい者の職場定着を図っていくためには、障がいのある職員が安心して働ける職場づくりが重要です。障がいのある職員と相談し、障がいの特性等に応じた合理的配慮を行いながら、不本意な離職者を生じさせないようにします。

Ⅲ 障がい者の活躍推進に向けた取組

体制整備

障がい者の活躍推進に向けた取組を継続的に進めていくためには、推進体制を整備し、計画策定から取組の推進・見直しについて、PDCAサイクルを確立する必要があります。

また、障がいのある職員が職場において相談しやすい、働きやすい体制を整えるとともに、庁内全体で障がい者の活躍推進に対する理解を深めていくことが重要です。

(1) 障害者雇用推進者の選任

各任命権者において、管理担当課長等を「障害者雇用推進者」として選任し、内部の責任体制を明確にするとともに全庁的に取組を推進します。

また、障害者雇用推進者を構成員とする会議を開催し、計画の実施状況の点検・見直し等を行います。

（２）庁内相談窓口等の設置

障がいのある職員や職場で支援にあたる管理担当課長や課員等が相談できる窓口を総務課職員係に設置します。また、総務課職員係の職員を「障害者職業生活相談員」として設置し、個別面談やアンケート等を通じて、障がい者の職場状況の把握に努めていきます。さらに必要に応じ、関係機関に設置された職場適応援助者支援を通じて障がいのある職員を適切かつ丁寧に支援していきます。

職務の選定・創出

障がいのある職員の活躍を推進していくためには、職員一人ひとりの障がいの特性や能力、希望等を十分把握し、本人に合った業務の割振り又は職場の配置を行う等、業務との適切なマッチングを図っていくことが重要です。そのため自己申告書や面談を通じて障がいのある職員の意向確認に努めます。また新たな職務創出のための組織内アンケートの実施等、職場の実情に適した方法を通じて、職務の選定及び創出を着実に行うことが必要であると考えます。さらに、障がい者本人の職務遂行状況や習熟状況等に応じ、継続的に職務の選定・創出に取り組んでいきます。

職場環境の整備

障がいのある職員の活躍を推進するためには、安心して働ける環境を整備し、障がい者からの要望を踏まえながら、障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

人事管理

職員採用に際しては、厚生労働省が示す「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応するとともに、特定の障がいを排除するなどの不適切な取扱いを行わないこととします。

また、採用後においては、障がいのある職員が能力・意欲を最大限に発揮できよう、各種研修を通じて事務能力や専門性の向上を図り、やりがいや意欲が持続できるように努めます。

定期的な面談の設定や人事担当者による声掛け等を通じた状況把握・体調配慮にも努めていきます。

その他

国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。